



## VII章 景観計画の推進

- 1. 推進の考え方 ..... 140
- 2. 推進の方策 ..... 140
- 3. 推進プログラム ..... 143

# VII章 景観計画の推進

## 1. 推進の考え方

景観計画の推進に当たっては、区の推進体制を確立するとともに、区民、事業者の景観に対する配慮を促すため、情報提供、啓発活動などに積極的に取り組みます。

また、このような取り組みを基本しながら、景観法に基づく取り組み、さらには区独自の取り組みを実施することにより、景観計画を推進していきます。

## 2. 推進の方策

### (1) 景観行政の推進体制の充実

#### ア. 景観担当部署の充実

景観行政推進のため、必要な体制を確保し、組織全体のレベルアップを図ります。また、区職員の景観行政に関する専門能力の育成を図ります。

#### イ. 景観に係わる庁内連絡調整の体制整備

道路、公園、建築物等の区の施設整備にあたって、景観への配慮を行うため、庁内においても連絡調整が必要になります。そのため、景観に関する横断的な庁内連絡組織を設置するなど、庁内推進体制の確立・強化を図ります。

#### ウ. 景観に係わる専門家を活用する体制の整備

大規模指定建築物及び特定大規模指定建築物の事前協議における助言にあたって、景観の専門家を活用するため、景観アドバイザー制度を適切に運用します。

#### エ. 国、都、隣接区などの連携協力

国、東京都、隣接区、交通管理者、鉄道事業者、その他区内に所在する教育施設をはじめ公的機関との連携を図るとともに、区の景観形成にとって必要な事項については、協力を要請します。

### (2) 区民等への情報提供・普及啓発

#### ア. 情報提供・普及啓発

区報・パンフレットなどにより、区民や事業者に対し、景観計画を周知するとともに、研修会などの開催、ホームページでの事例紹介を行います。

また、子どもの時から景観に対する意識や感性を育むことができるよう、小・中学生への普及啓発を図っていきます。

## イ. チェックシート・表彰制度

景観計画の届出対象とならない建築物等を建設しようとする区民、事業者に対しても、景観形成基準への配慮を求めていきます。そのため、チェックシートを窓口で配布し、景観形成基準との適合を自らチェックできる仕組みをつくります。

また、良好な景観形成に貢献した建築物等を認定し、特に貢献した建築物等について表彰することを検討していきます。

## (3) 景観法に基づく手法の活用

景観法に基づく手法を活用した景観計画の実現を図ります。

### ア. 届出及び勧告、変更命令による措置

景観計画で定めた届出・勧告制度の適切な運用を図り、届出対象行為が景観計画に適合しないときには、事業者などに対し、法に基づいて設計の変更を勧告したり、更に変更を命令する等、必要な措置を講じていきます。

## イ. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

指定の方針に基づき、歴史的な近代建築や寺社など、区内の良好な景観形成上重要と考えられる建造物を景観重要建造物に指定します。また、地域のランドマークとなっている巨木や大木、歴史的な樹木等、区内の良好な景観形成上重要と考えられる樹木については、景観重要樹木として定め、所有者等に保存を求めていきます。

## ウ. 景観重要公共施設の整備

景観重要公共施設として位置づけた駒場公園については東京都文化保護条例に基づき、必要となる機能を確保するとともに、景観に配慮した保存、管理を行います。また、周辺の区道は、区自ら景観に配慮した整備を行うとともに、山手通り、目黒通りについては、管理者である東京都と連携し、景観に配慮した整備に努めています。目黒川は、東京都と連携し、区が主体的に整備を行っていきます。

また、玉川通りについては、国や隣接区と協議しながら、景観重要公共施設として指定することを検討します。

## エ. 景観地区等の指定、都市計画制度の活用

特定区域については、都市計画の地域地区として景観地区を指定し、景観地区に定める形態・意匠の制限に適合することを義務付け、適合しない建築物の建築を規制し、景観形成を誘導していくことが考えられます。

また、既に策定又は今後策定する地区計画の中で積極的な景観形成を図る地域については、景観地区と同様に形態・意匠の基準を定めるなど、都市計画制度と一体的に推進していきます。

### (4) 区独自の取り組み

景観法に基づかない取り組みについては、目黒区景観条例（以下「条例」）に位置づけて推進を図ります。

#### ア. 大規模指定建築物等の事前協議

大規模指定建築物と、特定大規模指定建築物の事前協議については、条例で義務づけます。

#### イ. 公益事業の施設整備

「景観法」に基づく景観の規制・誘導が及びにくい鉄道事業者や電気事業・電気通信事業などの公益事業者の事業などについては、それぞれの施設などの更新にあわせた良好な景観形成への協力を求めます。

#### ウ. 特定区域の選定と景観街づくりの推進

重点的に景観形成を推進すべき区域を条例に基づいて特定区域として指定し、届出対象行為について事前協議を義務づけるとともに、地域街づくり条例などを活用し、住民の活動を支援し景観街づくりを推進していきます。

また、景観街づくりの機運の高まりのある地域に対しては、地域街づくり条例に基づく支援を活用するなどにより、区民等の主体による景観街づくりを区全域に広げていきます。

#### エ. 身近な公共施設等の整備

住区センターや小中学校、文化・教育・福祉施設等の公共建築、公園、緑道、駅前広場などの新築、改築、大規模改修に当たっては、良好な景観形成に貢献するよう配慮していきます。

#### オ. 関連制度の活用

関連する分野の条例などを活用し、景観計画の推進を図ることとし、みどりについては、都市緑地法に基づくみどりの基本計画や区独自のみどりの条例<sup>\*</sup>に基づき、緑化指導やまちなみ助成、みどりの協定<sup>\*</sup>等の緑化を推進する制度を活用し、みどり豊かな景観形成を進めます。

### (5) 区民、事業者との連携、協力

良好な景観形成の実現のためには、区民、事業者、区それぞれの役割を認識し、相互に連携協力していくことが重要です。

そのため、区は、区民や事業者に対する適切な情報提供・普及啓発を通じて、区民等が主体となった景観に関するルールづくりと街づくりに対する支援などを行います。

また、区の景観行政を充実させるために、景観法や目黒区景観条例の運用、目黒区景観計画の推進において、区内の大学や建築に関する専門家や景観に関する街づくり活動を行っている団体などと連携を深めていくことを検討します。

### 3. 推進プログラム

景観計画は、以下のプログラムにより推進します。

■図VII-1 推進プログラム

